

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年10月24日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
本部管理本部総務部長 市田 尚喜
(押印省略)

1 業務概要等

- (1) 業務名 池の台事業場管理棟及び研究棟屋上防水改修工事設計及び監理業務
(2) 業務内容 屋上防水改修工事に係る設計・積算業務、工事監理業務
(3) 履行期限 令和7年12月10日まで
(但し、設計業務（指定部分）は令和7年4月25日まで)

2 競争参加資格

- 次に掲げる条件を全て満たしている者であること。
- (1) 契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第8条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 実施規則第9条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和5・6年度の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格における「測量・建設コンサルタント等契約」の業種区分のうち「建築士事務所」又は「建設コンサルタント」において、「A～C」いずれかの等級に格付されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続に基づく競争参加資格の再申請を行うこと。）。ただし、農林水産省大臣官房参事官（経理）が作成の有資格者名簿に登載されている者のうち上記と同じ契約の種類・業種区分に格付けられている者を含む。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記2（3）の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通達）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、その状態が継続している者でないこと。
- (6) 管理技術者は、次のいずれかの資格または同等の資格を有する者を当該業務に配置できること。
・一級建築士
・二級建築士

担当技術者は、次のいずれかの資格または同等の資格を有する者を当該業務に配置できること。

※管理技術者は、担当技術者を兼務することができる。

○建築担当技術者

- ・一級建築士
- ・二級建築士

※管理技術者は、競争参加資格申請書提出日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上継続してあ

ること。

- (8) 測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置（平成7年6月12日7経第987号農林水産省大臣官房經理課長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (10) 公的研究費の不正使用等防止に係る「誓約書」を提出した者であること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
- 〒305-8642 茨城県つくば市観音台2-1-12（機構共用棟）
農研機構 本部管理本部総務部会計課調達チーム
電話 029-838-6400 ファクシミリ 029-838-6298 メール keiyaku@naro.affrc.go.jp
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
公告日から令和6年11月8日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後5時まで、上記3（1）の担当部局において交付又はメールによる送付を行う。
- (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所及び方法
公告日から令和6年11月13日（水）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後5時まで、上記3（1）に持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）又はメールにより提出すること。
- (4) 事前提出による場合の入札書の受領期限及び提出場所、提出方法
令和6年11月27日（水）午後5時00分必着
上記3（1）に持参又は郵送（書留、簡易書留又はレターパックプラス）で提出すること。
- (5) 入札（開札）の日時、場所及び方法
令和6年11月28日（木）午前10時00分
農研機構 機構共用棟2階 入札室兼講義室（茨城県つくば市観音台2-1-12）に持参すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 免除。
 - ② 契約保証金 納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付とする。また、履行保証保険契約の締結又は公共工事履行保証証券による保証を付すことにより、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
実施規則第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められる

